

令和元年度 第2回理事研修会
教育情勢説明

国内の情勢からは大きく3点に関わって少し時間をとって説明させていただき、その他の情勢等については簡単にお話しします。

『新学習指導要領』に関わって、5ページをご覧ください。



6月10日の日本教育新聞の社説「問われる学校の組織マネジメント」の記事です。文部科学省から通知された新学習評価の在り方に関わっての内容です。

1段目の傍線部の説明にある様に「これまでの学習評価は、観点ごとにA・B・Cの基準を設けて評定するなど成績を付けることと結びつけ、通知表や指導要録に記載することを意識して行われてきました。学習評価が成績評価・評定としての役割があったわけです。また評価には、教育活動の質を向上させ、評価結果を今後の学習と指導の改善につなげることもその役割としてあります。

3段目の傍線部にあるように新学習指導要領の3観点の一つ、「思考力・判断力・表現力」の評価においては、「思考力・判断力・表現力等を身に付けているかどうかを評価するもの」と示されています。思考・判断する、表現するといった活動を評価することではないということです。すなわち、活動を評価するのではなく身に付けているかという点を評価しなくてはならないということです。この点をしっかりと踏まえ、課題解決に必要な思考力、判断力、表現力などの能力をいかに育て、評価するかを、各学校や研究団体で実践的研究を深めていく必要があるということです。

この他にも、小学校の外国語活動や総合的な学習の時間、総合的所見などの指導要録の記載に関わり、各学校で協議し教師間での合意形成を行っていく必要があります、新

学習指導要領への対応は一人一人の教員はもとより、各学校の組織マネジメントが問われる重要な問題であることを我々も校長も改めて認識する必要があります。

新学習指導要領に関わっては、1 ページのLGBTやがん教育を扱った体育の教科書の記事、コンピュータを使わないアンプラグド方式のプログラミング教育についての記事もありますので、後ほどご覧ください。

『働き方改革』からは3点お話しします。まずは7ページをご覧ください。

道都市教育委員会連絡協議会・道都市教育長会の会長、札幌市の長谷川教育長が、令和2年度の文教施策に対する道教委への要望活動を道の佐藤教育長に行ったという記事です。新たに「働き方改革の推進」を重点要望項目に捉えるなど、働き方改革や期限付き教諭の安定的確保に向けた取組が道内全体の喫緊の課題であることが分かります。道の佐藤教育長は、要望内容を踏まえ北海道が一つとなって国に対して要請していく方針を示したほか、働き方改革に関しては、今後も市町村教委と連携を図っていくと述べております。

8 ページ、『求められる「時数確保」と働き方改革』『定まらない国の方針 戸惑う学校現場』をご覧ください。

4月に兵庫県の中学校で標準授業時数を下回っていた事実が発覚してから、標準時数という考え方が揺れています。学校現場では標準時数を下回らないように時数の確保に努めてきたわけですが、文科省からは働き方改革の関係から余裕時数を多くしすぎないような通知もあり、現場では戸惑いが広がっております。

4段目に傍線を引きましたが、「子どもたちがどこまで学んだか」を指標とした「教える時間」の基準を見直す動きが東京目黒区の小学校で出てきております。1コマの授業を45分から40分に短縮し、午前中に5時間授業を行う取組を進めており、今後は40分の授業で45分と同じ成果を出せるよう指導の質の改善を目指しているとの記事も載っております。

9 ページをご覧ください。OECD の調査から「日本の教員 勤務時間最長」という記

事です。授業や採点の時間は他国と同水準だが、事務作業は最も長く、逆に職能開発（研修）に充てた時間は参加国で最短という結果が出ています。授業内容に関わっては、子どもたちが自ら考え答えを見つけ出すといった主体的な学びの指導に遅れが目立っていることも判明しました。OECD アンドレアス・シューライヒャー教育スキル局長は「日本の教育は、児童生徒と強い絆を構築できている」とする一方、事務的な負担を減らす努力をするべきだとも述べております。10ページにも詳しく載っておりますので、後ほどご覧ください。

次に『危機管理』に関わってです。

16ページをご覧ください。札幌で起きた2歳児の衰弱死や千葉県の小4女子児童虐待死をきっかけに、48時間ルールの徹底や児童相談所の在り方、行政や警察との連携の重要性などがニュースで大きく取り上げられていますが、児童相談所の強化体制充実が大きな課題となっています。体罰禁止法や児童虐待防止法が改正され、「しつけ」の名目で親が体罰することを法律で禁止されるなど、子どもを守る法の制度は改善に向かっています。しかし、実際に現場で仕事にあたる児童相談所の職員や専門職である児童福祉士などは不足しており、この増員に向けた取組などに関しては明確な解決策はまだ見いだせていない状況です。

改正児童福祉法では、児相が家庭への立ち入り調査や子どもの一時保護などを行う「介入」と保護者の支援を行う「支援」の役割を別々の職員が行うことで、介入機能の強化を図る点などに改正が見られています。

しかしその一方、どのような行為が具体的に「体罰」にあたるのかについては、明確な基準がなく2年をめぐりに厚労省が指針を作成することになっており、子どもを守るための整備が早急になされることを期待したいところです。改正になった主なポイントは22ページの四角で囲んでありますのでご確認ください。

その他の教育情勢からです。

24ページをご覧ください。

医学部の不正入試問題で昨年不適切な疑いが指摘されていた大学において、今年度は女子の合格率が男子を超えたという記事です。24ページの数字を見ても明らかに女子の合格率が上がっております。以前は長時間の手術は女性の体力では難しいなどといわれていたことを聞きましたが、最近の医療機器等の発達で、長時間の手術も少なくなっており、今後も女性の医学部合格者は増える可能性が高いのではないのでしょうか。

25ページをご覧ください。

下段記事番号30番をご覧ください。

「外国人の子 教育支援厚く」という記事です。

これからの日本は労働力の不足が予想されており、政府は外国人材の受け入れを積極的に拡大し支援する方針を打ち出したというニュースです。外国人の受け入れに伴い外国人の子どもたちの増加が考えられ、いかにこうした子どもたちの教育を充実するかもこれからの日本の課題になっています。実際に、愛知県や神奈川県などの外国人労働者が多く住んでいる地区では、言葉の教育や個別の指導などが現実の問題となっているとのことです。

最後に道内のニュースを2点。

30ページをご覧ください。

道立高校の裁量問題が22年から廃止されるという記事です。中学校で21年度に全面実施される新学習指導要領が「思考力・判断力・表現力」を重視しているため、こうした内容を踏まえて入試問題が作成されることから廃止となることが決まったとのことです。中学校だけの問題ではないので、小学校段階からいかに、「思考力・判断力・表現力」を身に付けた子どもを育てるのが重要になってきます。

32ページには、佐藤教育長の教育施政方針の概要を載せましたので、是非ご覧ください。詳しい内容に関しては、道教委のHPに掲載されております。